

平成26年3月4日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

産業建設委員会  
委員長 本田 篤

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について  
(2) 閉会中の所管事務等の調査について  
(3) その他
  
- 2 調査の経過 3月4日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。  
所管事務調査では、スキー場のその後の経過について執行部より説明を受け、質疑を行った。  
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。  
その他では、公営企業法の改正について、水道工事の負担金について及びホワイトデータセンターの取組みについて説明を受け、質疑を行った。

## 産業建設委員会会議録

### 1 審査事件

- (1) 議案第 26 号 魚沼市農業近代化施設条例の一部改正について
- (2) 議案第 27 号 魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正について
- (3) 議案第 28 号 魚沼市営住宅条例の一部改正について
- (4) 議案第 29 号 魚沼市下水道条例及び魚沼市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設条例の一部改正について
- (5) 議案第 30 号 魚沼市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について
- (6) 議案第 35 号 市有財産の処分について（芋鞆もみ乾燥調整施設）
- (7) 議案第 36 号 市有財産の処分について（大栃山もみ乾燥調整施設）
- (8) 議案第 37 号 市有財産の処分について（今泉リース工場）
- (9) 議案第 38 号 市道路線の認定について
- (10) 議案第 39 号 市道路線の変更について

### 2 調査事件

- (11) 所管事務調査について
  - ・スキー場のその後の経過について
- (12) 閉会中の所管事務等の調査について
- (13) その他

3 日 時 平成26年3月4日 午前10時

4 場 所 広神庁舎 301会議室

5 出席委員 富永三千敏、佐藤敏雄、岡部計夫、佐藤 肇、本田 篤、森山英敏  
(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 大平市長、青木商工観光課長、桜井土木課長、椿ガス水道局長、星農林課長

8 書記 小幡議会事務局長、和田主任

9 経 過

開 会 (9:58)

本田委員長 定足数に達していますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。昨年に比べて少雪であります。雪が解けてから被害が出てくるかもわかりませんが、維持補修については、迅速に対応していただきたいと思います。それでは、付託された議案につい

て審査願います。

### **(1) 議案第26号 魚沼市農業近代化施設条例の一部改正について**

本田委員長 日程第1、議案第26号 魚沼市農業近代化施設条例の一部改正について議題とします。本件は議案第35号及び議案第36号にも関連しますが、条例でありますので、一括としないで個々に審査することとします。執行部より補足説明はありませんか。

星農林課長 特にございませぬ。

本田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第26号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第26号 魚沼市農業近代化施設条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### **(2) 議案第27号 魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正について**

本田委員長 日程第2、議案第27号 魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

桜井土木課長 特にありません。

本田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第27号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第27号 魚沼市道路占用料徴収条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### **(3) 議案第28号 魚沼市営住宅条例の一部改正について**

本田委員長 日程第3、議案第28号 魚沼市営住宅条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

桜井土木課長 特にありません。

本田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤(肇)委員 今回の条例改正の部分、入居の条件について変更が出てきていると解釈をしているのですが、入居要件の中に災害によって住宅に困窮しているところということではわかるのですが、生命または身体に危害を受けるおそれということですが、家庭の事情、DVを受けるおそれがあるとか、そういうことについてはこの要件に該当するのでしょうか。

桜井土木課長 今ほどのDVの関係につきましては、昨年12月定例会で関係条例の改正をさせていただいております。繰り下がった第6項第4号がありますが、配偶者からの暴力

の防止及び被害者の保護等に関する法律、これがDV法だと思いますが、これに関わる号がございます。

佐藤（肇）委員 その場合の入居条件はこの場合、どのような判断で認定をするのでしょうか。

桜井土木課長 DVの関係につきましては、市民課の相談窓口、福祉課に相談窓口がありますので、情報提供をいただきながら、私どもとすれば住宅の提供をさせていただくというようなことになっています。

佐藤（肇）委員 災害対応のところで質問させていただきますが、災害はいつ来るかわからないということで、最低限の準備、ストックを用意しておく考えはありませんか。

桜井土木課長 ストックを明確にはしていません。ただ、空き住宅がありますので、通常ですと、市営住宅に関しては入居者選考委員会を経て新しい入居者が決まるという状況になりますが、災害の場合は、そういったところを経ないで入っていただいております。

本田委員長 ほかに質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第28号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第28号 魚沼市営住宅条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **（４）議案第29号 魚沼市下水道条例及び魚沼市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設条例の一部改正について**

本田委員長 日程第4、議案第29号 魚沼市下水道条例及び魚沼市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

椿ガス水道局長 特にございません。

本田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

岡部委員 この前の説明のときに、埼玉の方のスーパー銭湯でそういう悪用しているところがあるので条例改正をされたというようなことで、魚沼市については、調査をしていないということでしたが、ことが起きてからではなくて、そういう施設について調査してみる必要があると思うのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

椿ガス水道局長 本会議でも答弁させていただきましたが、私が考える限りではそういった施設はないということでありまして、それを調査するにしてもそれをどの程度、どこまでやるのかということもありますので、それに絞った調査は今のところ予定していません。

本田委員長 ほかに質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第29号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第29号 魚沼市下水道条例及び魚沼市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設条例の一部改正については原案のとおり可

決すべきものと決定されました。

#### **(5) 議案第30号 魚沼市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について**

本田委員長 日程第5、議案第30号 魚沼市公営企業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

椿ガス水道局長 特に補足して申し上げることはありませんが、後ほどその他で地方公営企業会計制度の見直しということで概要を説明させていただきますのでよろしくお願ひします。

本田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第30号についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第30号 魚沼市公営企業の設置等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(6) 議案第35号 市有財産の処分について(芋鞆もみ乾燥調整施設)**

本田委員長 日程第6、議案第35号 市有財産の処分について(芋鞆もみ乾燥調整施設)を議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

星農林課長 特にありません。

本田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

岡部委員 36号も関連するのですが、この前の説明では昭和55年と57年につくられたということで30年以上経過しているのですが、かなり施設としては老朽化しているのではないかと思っています。今回無償譲渡するのですが、もう何年かしたら、例えば建てかえの要望も上がってくるかと思うのですが、その間は譲渡された方たちが修理をすると思うのですが、いざ、最終的に施設がダメになったときに、地域から新しい建物に建てかえて欲しいという要望があった場合はどういう対応をするのでしょうか。

星農林課長 この施設が老朽化等で建物自体がダメだと。新しく施設という話、これは例えばの話ですが、いずれにしても地元の生産組合がそういう要望を出してきた場合は、通常ですと地元の生産組合の方で補助事業を実施したいということになりますので、県なり国なりのそういう補助要綱に基づいてやれるのであれば、市としてはその支援はするという事です。

佐藤(肇)委員 このような類似施設が幾つかあるわけなのですが、無償譲渡するというこの基準はありますか。

星農林課長 基準ということでは、特別決めていません。ただ、農林課の農業近代化施設につきましては、今回補助年限、耐用年数を経過したということですので、無償譲渡させていただくということです。

佐藤(肇)委員 ということであれば、受ける側も使っている人達がいるわけですけど、

このほかにある類似の施設は今後どのような予定になっていますか。

星農林課長 農業近代化施設条例の中には13施設があります。それぞれ、施設の性格ですとか、規模であるとか、そういうのが異なります。施設の規模によっては、それを譲渡することによって地元の受け手の方が固定資産税等々の問題が生じる場合がございます。その施設については無償貸付けにより全ての管理経費をもつていただき、経営していただくとか、施設によって異なりますが、今回のもみ乾燥調整施設につきましては、あくまでも地元の生産組合が本来の生産活動のために使う施設ということで、譲渡の対象としたということですよ。

佐藤（肇）委員 今後の方向性としては、民間に任せていくというか、市から離していくという考え方はいかがでしょうか。

星農林課長 これは魚沼市の行革大綱に基づいてある程度進めているわけですが、基本的には市が直営で行う施設ではないと思っています。ですので、その形態は様々あると思いますが民間の方から主体的に管理運営をいただくということになると思います。

森山委員 この施設を無償譲渡するということの根拠はどこにありますか。

星農林課長 根拠は、明文化ということで載っているわけではありませんが、これも行革大綱の中に何年までに、この施設については譲渡する施設だろうという形の中で決められて、それに向かって私どもも進めてきてはいますが、それまでの間になかなかできなくて、地元との協議が長引いて年度が遅くなったという経過があります。ですので、何の条文をもってやるかということについては、特別に明文化されたものはありません。

森山委員 無償譲渡する、対当を求めないということですので、市の財産を第三者に無償で譲渡するのに何ら根拠がないというのは私は不備ではないかという考え方をもっています。ですので何らかの基準、根拠法をつくっておく必要があるのではないかと思います。最近なかなか難しい世の中になっていますので、今後、違法だとか、問題も発生する場合に備えて、きちんとした根拠法を整理しておく必要があると思いますが、その辺いかがでしょうか。

本田委員長 しばらくの間休憩とします。

休憩（10：18）

休憩中に懇談的に意見交換

再開（10：32）

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。

星農林課長 質問をいただきましたその基準等々について、農林課という一つの担当課で答えが出せることではありませんので、持ち帰りまして、設けるのか、設けないのかも含めて検討させていただければと思います。

森山委員 本会議の説明の中で、これが使用に耐えなくなったとか、組合が解散した場合の建物の処理方法について、ご相談でと聞いたような気がするのですが、無償譲渡する場合には明確に契約書にうたった方がいいと思うのです。後々の問題になるおそれがあります

ので、譲渡主が最後まで責任を持つのか、もしくはそうなった場合は市が半分くらい負担をするとか、この際きちんとしておいた方が私はいいと思うのですが、いかがでしょうか。

星農林課長　この施設の譲渡に関しては地元の生産組合と協議を進めてきたわけですが、その中で、確かに今の施設を取り壊しになったときに、組合が解散だった場合には、経費がかかるので、その辺を考えるとなかなか簡単に譲渡してもらってもという話も出てきました。確かに私どももそのことはありますので、例えばその話をいただいたときにそれを何割という話ではありませんが、それが生じるということが明確になった場合には、譲渡契約書ということで契約するわけですが、その一番最後に契約に定めのない事項として、そのような大規模な修繕や取り壊しが必要になった場合には、こういうことが見込まれる3年前程度から甲乙協議して、対応するということが譲渡契約書に判こを押した上で双方契約するということが予定しています。地元の方もそれであれば、そういう事態が生じることが想定できれば相談させていただくということですので、何割ということではほかの施設、いろいろありますので、そこまでは決めかねます。

森山委員　相談に乗るといえるのは、いろいろな場合があって、その方がフレキシブルでいいという考え方もあっていいと思うのですが、トラブルの元にもなりやすいことですので、私はできたら、そういうときにはある程度きちんとして決めた方がいいという考え方をしているものです。課長がフレキシブルの方が柔軟な対応ができて、その方が市民にとって有利なんだということであれば、それはそれでひとつ理解はするのですが、もう1回それについて答弁をお願いします。

星農林課長　今回の話し合いの中で、ひとつは今まで使用料としていただいていた部分、それと、今度実際に譲渡した場合に相手が固定資産税を払うわけですが、その額を比べると実際の使用料を払っていただいたときの額の方が大きいです。ですので、その差額については集落でそういうための準備として積み立てをお願いしたいという話もしております。そうは言っても取り壊し等については、かなりの経費がかかるということでありましたので、私どもとしては、そういう時期が来たときに相談するということが明記した上で対応させてもらった方が、予算措置がどの程度できるかということはそのときに判断させていただくほうが良いのかなということでこういう形を考えております。

本田委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第35号についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第35号 市有財産の処分について(芋鞘もみ乾燥調整施設)は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

## (7) 議案第36号 市有財産の処分について(大栃山もみ乾燥調整施設)

本田委員長　日程第7、議案第36号 市有財産の処分について(大栃山もみ乾燥調整施設)を議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

星農林課長　特にございませぬ。

本田委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第36号についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第36号 市有財産の処分について(大栃山もみ乾燥調整施設)は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### (8) 議案第37号 市有財産の処分について(今泉リース工場)

本田委員長 日程第8、議案第37号 市有財産の処分について(今泉リース工場)を議題とします。執行部より補足説明はありますか。

青木商工観光課長 特に説明はありませんが、位置図がなかったということで、補足資料といたしまして位置図、写真、そして平屋建ての見取り図、間取り図を添付させていただきました。

本田委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

森山委員 先ほどの農林課の2点については質疑がありましたが、担当課が違うのですが、農林課と同じ考え方でしょうか。

青木商工観光課長 商工観光課でも行革大綱にも基づきながら、リース工場の譲渡を進めているところです。本案件につきましても、商工観光課サイドといたしましては、補助金の期限が切れたもの、いわゆる償還が終わったものを優先的に償還を進めております。本案件につきましても、先日の本会議で説明させていただきましたが、120万円程の使用料補助残が残っております。それを繰上償還した中で本案件を無償譲渡するという事で提案させていただきます。

森山委員 繰上償還の財源の中身は何でしょうか。

青木商工観光課長 当事者であります、山田精工の負担になります。

佐藤(肇)委員 今ほどの説明でも、償還が全部終わっていないという話がありました。先ほどの農業施設は昭和55年、57年ということでこの建物に比べれば7年とか、9年という長い築年数が経過しているということで、かなり状況的にも古くなってきているということが想像がつきます。このリース工場については、現在も使われているということで、築年数もそう古い建物でもないのですが、かなり資産価値も残っているのではないかと思います。そのことについてはどうお考えでしょうか。

青木商工観光課長 資産価値については把握していません。

佐藤(肇)委員 そうしますと資産価値的にかなり残っているものであれば、無償譲渡ということではなくて、今回、用途廃止ということでの無償譲渡になるわけですが、引き続きこの工場がこれを使われるということで、資産価値が認められるのであれば、有償での売却というような形になるのが普通かなと考えるのですが、その辺はいかがでしょうか。

青木商工観光課長 リース工場の考え方としまして、県単で県の補助をいただいて建築したものであります。補助残について、リース料ということで徴収してまいりました。広神村時代からそれを継続して徴収した中での運営でしたので、そのリース料の満了をもって、資産も満了したと考えておりましたので、今までのリース工場の処分と同じように今回も進め



させていただきました。

本田委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより議案第37号についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第37号 市有財産の処分について(今泉リース工場)は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(9) 議案第38号 市道路線の認定について**

本田委員長　日程第9、議案第38号 市道路線の認定について議題とします。執行部からの補足説明はありませんか。

桜井土木課長　特にありません。

本田委員長　ほかに質疑ありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) ご異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより、議案第38号についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第38号、市道路線の認定については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(10) 議案第39号 市道路線の変更について**

本田委員長　日程第10、議案第39号 市道路線の変更についてを議題とします。執行部からの補足説明はありませんか。

桜井土木課長　1点だけ補足させていただきます。議案書の109ページ、別紙に変更する路線の一覧表がありますが、図面番号の4番、一日市中家線についてはほ場整備の形が入らない図面ということで、本田委員長からは場整備の形が入らないかというお話をいただきまして、お手元に補足資料として一日市地区ほ場整備市道組換(案)ということで県からいただいた図面を少し加工しまして配付させていただきました。ご覧いただきたいと思っております。当該路線の破線部が旧路線、実線部が新しく変更したい路線ということでご覧いただきたいと思っております。特にほ場整備部分につきまして、112ページの位置図と見比べていただきながらご覧いただきたいと思っております。

本田委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

森山委員　新路線ですが、幅員が2.8メートルから6メートルとなっていて、非常に狭いところがあるのですが、どのような理由によるものですか。

桜井土木課長　まだ直していない現道のままお使いいただいている部分について一部、狭い部分がありますので、幅員構成の中ではそういう表示をさせていただいております。

本田委員長　ほかに質疑ありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これより、議案第39号につ

いてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案39号、魚沼市道路線の変更については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### (14) 所管事務調査について

本田委員長 日程第14、所管事務調査についてを議題といたします。スキー場のその後の経過について執行部の説明を求めます。

青木商工観光課長 25シーズンにつきましては、民営化で経営をさせていただいております。各スキー場も民の力を発揮して経営努力をされているところです。3年続いた豪雪も今年は穏やかでスキーの支障になるようなこともなく、誘客活動の成果もあり、軒並み入り込みを伸ばしているところでございます。2週間にわたって首都圏を襲った南岸低気圧による影響で交通渋滞、交通麻痺ということで2週間ほどキャンセルがあったという報告をいただいておりますが、今はそれも解消されています。また、先ほど閉幕したソチオリンピックの日本人選手、また、新潟県選手の活躍もあり、スノーボードを含めたスキーがウィンタースポーツとしての再評価をされ、スキー場でもその話題にあふれているという報告も聞いています。4年後には韓国でも冬季オリンピック、6年後の東京オリンピックもありますので、スポーツ意欲の高まりと見ております。現時点で26シーズンの細かな部分は各スキー場とも営業努力をされるものということですが、ここ3月10日に各スキー場の皆さんと仮称、連絡協議会を開催し、共通認識の中でスキー場運営について詰めていきたいというふうに考えております。民営化と同時に新設しました、スキー場の子どもたちへの補助という部分ですが、予想以上の売れ行きということで、いい取り組みだったのではないかなと評価していますが、最終的な数字についてはまだ確定していません、以上です。

本田委員長 商工観光課長より説明がありました。この件につきまして質疑はありませんか。

富永委員 各スキー場とも入込数が増えているという説明でしたが、具体的な数字はわかりますか。

青木商工観光課長 2月末くらいの数字が報告が来ているのですが、一部大湯温泉スキー場が、大湯温泉の利用者があまり伸びないということで平年くらいなのですが、あとのスキー場は数字的なものは詳しくは申し上げられませんが、軒並みという表現をさせていただきましたが、各スキー場ごとに学校、それから事業者への誘客宣伝を進めたのが功を奏したというふうに判断しておりますが、小出スキー場のスキー学校の指導員の方から今まで経験したことのないような利用者があったという報告を受けておりますし、私も行って確認をしています。

富永委員 学童のリフト券の助成の話ですけれど、申し込みが非常に多かったということですが、予定していた金額が間に合っているのかどうかお聞かせください。

青木商工観光課長 初めての経験でしたので、補正予算の段階で今までの実績の1.5倍程度を見込んでいたのですが、それを越えたということでございます。予算の関係ですが、一杯一杯ということですが、予算も節ごとに分かれていますので、節内の流用という形で対応できる額ということで学校教育課から報告を受けております。

森山委員 平成25年度に民営化に差し当たって大規模修繕という計画が出されたと思うの

ですが、その辺の25年度中の各スキー場の要求に対する執行率はどうなっているのでしょうか。

青木商工観光課長 25年度予算で1億8,600万円という大規模修繕の予算でしたが、スキー場特別会計から減額するというお話をさせていただきましたが、その額の6,000万円ほど減額させていただきました。それを新年度の予算に計上しております。

森山委員 今の数字は全体の話だと思うのですが、各スキー場ごとに例えば、小出スキー場は5,000万円だったけど3,000万円しかしていないとか、そういうことがわかったらお願いします。

青木商工観光課長 あとで報告させていただきます。

本田委員長 ほかに質疑はあるでしょうか。(なし) なければ、本件につきましては、本日はこの程度といたしまして、引き続き重要な案件でありますので、調査していくということで以上とさせていただきますと思います。

本田委員長 しばらくの間休憩とします。

休憩 (10:57)

再開 (11:10)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。

## (12) 閉会中の所管事務等の調査について

本田委員長 日程第12、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて議長あて申し出たいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長あて申し出を行うことに決定いたしました。

## (13) その他

本田委員長 日程第13、その他についてを議題といたします。ガス水道局から公営企業法の改正について及び水道工事の負担金について資料が提出されていますので説明を求めます。

樺ガス水道局長 地方公共団体が経営をする、ガス事業、あるいは、水道、下水道等の企業的な経営が求められる事業につきましては、地方公営企業法が適用されています。地方公営企業法につきましては、昭和27年に制定をされたものでありますが、今まで軽微な変更は行われていたのですが、ほぼ、制定時と同様の内容となっております。これが約50年ぶりに大幅な改正となりまして、平成26年度の予算から全面的に適用となるものであります。今回の会計制度の見直しにつきましては多岐に及んでおりますが、基本的な考え方といたしまして、民間の企業会計制度により近づけることによりまして、経営状況をより正確に把握できる制度にするものであります。制度の説明を私どもの下水道会計を例といた

しまして、桜井業務課長からさせていただきますのでよろしくお願いします。

桜井業務課長 (資料「地方公営企業会計制度の見直しについて」説明)

本田委員長 質疑はありませんか。

森山委員 旧法から新法になったときに、未計上の部分は今後こういった処理をするのでしょうか。資産がこれだけ減るといえることでしょうか。どういう形で計上するのでしょうか。

桜井業務課長 今回の予算書の貸借対照表で、未計上、その額を減らした形で表示をさせていただきます。総額減った形で表示しています。

森山委員 欠損のような処理はしないということでしょうか。

桜井業務課長 資産が減った部分については、欠損処理をしません。引当金の部分がありますが、引当金につきましては、今年度原因が生じたもので、来年度支払う義務があるものについては、今年度法改正がされておられませんので、積立てはしていないわけですので、26年度の予算では特別損失で計上して、その分、引当金のところに積むということで、予算書でも特別損失という形をとっております。

本田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 次に水道工事の負担金について説明を求めます。

椿ガス水道局長 水道工事の負担金につきましては、新築等で新たな配水管の布設が必要になった場合につきまして、配水管工事負担金に関する規程がございまして、それによりまして、市が負担する金額を算出しまして、全体の工事費よりその分を差し引いた額が申請者の負担となっております。今回、市が負担する工事費算出に新たな条件を追加して、見直すものです。詳細の説明を桑原施設課長からさせていただきます。

桑原施設課長 (資料「配水管工事費負担金に関する規程の一部改正について」説明)

本田委員長 この件について質疑はございますでしょうか。

森山委員 結果的に利用者負担はどうなるのでしょうか。

椿ガス水道局長 全体の工事費が場所場所によって違ってまいりますので、実費を積算した中から私どもの定められた市の負担額を差し引いた額ということになります。

本田委員長 しばらくの間休憩とします。

休憩 (11 : 32)

休憩中に懇談的に意見交換

再開 (10 : 37)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開します。ほかに質疑はございますでしょうか。(なし) 本件は以上といたします。ほかに執行部から報告はありますか。

青木商工観光課長 市長の所信表明にもありましたが、県が進めているホワイトデータセンター構想について、いろいろなところから問い合わせがありましたのでお答えさせていただきたいと思います。

大平市長 雪冷熱を利用したホワイトデータセンターの誘致ということで、知事が上越地域と魚沼地域、両方を調査して適地を探していくということなのですが、進出を希望する事

業者と共にシステムを構築する意向だということですが、今まで、こうした雪が負の財産と思われているところも多いのですが、雪を資源として活用するということ、グリーンファーム、玉川酒造、JA北魚沼では既に雪貯蔵庫というような、雪を利用したハウスをつくっているわけですが、魚沼市としては、既にノウハウがあるというところでは、優位性をきっちりと強調して、これからアピールをしていきたいというふうに考えております。一般質問でもこのことは質問いただいておりますので、きょうは、ホワイトデータセンターの一般的な概要と、立地条件としての魚沼市の可能性を担当課長から説明させていただきますのでよろしくをお願いします。

青木商工観光課長　データセンター、それからホワイトデータセンターについて報告させていただきます。そもそも、データセンターは、顧客のサーバを預かり、インターネットの接続回線や、保守・運用サービスを提供するシステムであります。当魚沼市の広神庁舎の2階の奥に1室用意してしまして、冷房装置を入れているところです。市場は通信回線の高速化や企業が扱うデータが大量となったことから急速に市場を拡大しているところです。また、東日本大震災の影響、南海、東南海地震の心配もあることから、急速にリスク分散をする必要があるということが言われています。そもそも、ホワイトデータセンターということになります。サーバーの機器が熱を発するものであり、空調設備に多くの電力を使用する、また、昨今、電力料金が高騰していることから、そのランニングコストをいかに下げるかということがホワイトデータセンターの構想につながっているものと思われています。データセンター自体を寒冷地に設置する動きが今までありました。北海道が特出しているところです。年間平均気温が10度以下だということです。今回、雪を利用したということですが、雪冷熱によって、データセンターの高温を下げるというのがホワイトデータセンターです。日本では、さくらインターネットが2011年、北海道石狩市に開設した石狩データセンター、これは北海道の外気温だけに頼った、データセンター、それから、北海道の空知地方の美唄市が雪冷熱をさらに加えた実証実験を行っていますが、浮遊物が若干あるということと、雪冷房ということでどうしても湿度の除去が必要だという課題がないばかりではないという現状ではあります。今回、魚沼市の優位性ということですが、高速道路が近い、イコール大量の光ファイバーが既に設置されている、それから、新幹線の駅が近いということで専門的なエンジニアが駆けつけるのに比較的短い時間で対応できるということです。それから、高圧電力がある、それから、災害のリスク、地震等ということですが、これは将来のことでどこが一番安全かとは言えないかもわかりません。それから、地盤の安定性、航空路線の下は磁場の関係で立地が不可ということも上げられています。魚沼市としては、雪を利用した冷房ということで、日本でも有数の豪雪地帯でありますので、あり余るほどの雪があるということで、雪が不足するということはなく、今回の案件で、上越地域、魚沼地域という知事の提案ですが、上越地域のサラサラした雪ではなく、魚沼地域の湿っぽい粒子が細かくなく、密度があるという雪を持った魚沼市は有利ではないかということで県にも提案していきたいということです。きょうも外を見ると山がきれいに見えますが、雪国特有の天然のクリーンルームといわれるこの空気の良さ、この環境を得るために普通は多額の経費が必要かと思いますが、既に雪、それから、冷えた空気によって上昇気流で微粒子が上に上がっているということであり、天然のクリーンルームも魚沼市にとっては売りの部分であるということで以上の点を県の意向を魚

沼市に着地させるべく提案していきたいと思っております。

本田委員長　この件につきましては、一般質問にも出ておりますので、今後とも引き続き調査をしていくという形にさせていただきます。この件につきましては以上とさせていただきます。そのほか執行部の方からはありませんか。(なし) そのほか委員の方から意見協議事項はありませんか。

森山委員　農林課で農政の大改革ということで、今、各集落の説明会がかなり進んでいるのではないかと思います。その中で、見えてきた課題等について報告できる部分がありましたらお願いします。

星農林課長　確かに、全集落を今、回っております。私も細かい点はまだ聞いておりませんが、戻ってきた職員の話の中では、米の転作率が高くなったというようなことの中でなかなか理解を得られない方が中にはいらっしゃるという話が出ています。いろいろな制度改革があったもので、特に中間管理機構の中身を説明をするのですが、具体的中身についても私たちもまだ具体的なことがわかりません。どういう業務の委託が最終的になされるのかという部分についての説明ができない部分がありまして、そのことについて皆さんに説明ができなくて、いつになったらできるんだということがあります。細かいことはかなり制度改革があったのですが、先ほど言ったように転作率が上がったというようなご意見があるということで聞いております。

本田委員長　そのほか皆さんの方でご意見はありませんか。(なし) なければこれで本日の産業建設委員会を閉じたいと思います。会議録については委員長に一任願えますでしょうか。(異議なし) 異議なしと認めます。それでは、本日の産業建設委員会は閉会いたします。

閉　会（11：48）